

# 商工会ニュースしわ 1月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和5年1月13日発行  
◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

## 確定申告支援について

確定申告の時期が近づいて参りましたが、準備の方はいかがでしょうか？

商工会では、会員皆様の確定申告のお手伝いとして、下記の日程にて税理士による税務支援を行っております。商工会に税務支援を依頼する場合は、収入・経費等を集計し、控除書類をお持ちになってご相談ください。税理士の最終派遣日は3月9日（木）までですので、余裕をもって2月中旬頃までにお早めにご相談ください。

また「アイーナ会場」では2月16日（木）～3月15日（水）、午前9時～午後4時まで開設しております。土日祝日を除きますが、2月19日（日）と2月26日（日）は開設します。「アイーナ」会場では入場する際に整理券が必要となり、当日券は会場で配布され、LINEからの事前発行も可能ですので来場される場合はご注意ください。

「アイーナ」会場ではご自身のスマホを利用した申告の指導を行いますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。

### 記

- 税理士派遣日 ①令和5年2月16日（木）、 ②令和5年2月24日（金）  
税理士 三上 孝 氏 （盛岡市）  
③令和5年3月3日（金）、 ④令和5年3月9日（木）  
税理士多田勇紀事務所 税理士 多田 勇紀 氏 （紫波町）  
**※職員による税務支援は随時行っております。**
- 場 所 紫波町商工会館

## 小規模事業者持続化補助金（一般型）のお知らせ

小規模事業者が将来のビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する補助金の今年度第4回目の申請を受付けております。詳しくは商工会までご相談ください。

- 補助率 2/3（補助上限50万円 ※条件によっては200万円）
- 対象事業者 小規模事業者 ・卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）  
⇒常時使用する従業員の数5人以下  
・サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業、建設業その他  
⇒常時使用する従業員の数20人以下
- 補助対象経費 ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、  
⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費
- 応募期間 受付締切：令和5年2月20日（月）（令和4年度第4回目）

個別相談会受付期間:令和5年1月16日(月)～令和5年2月3日(金)

事業計画の作成に時間を要しますので、商工会にご相談の際はお早めにお願いいたします。

## インボイス制度の登録申請について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入が開始されます。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、この発行者となるためには令和4年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。現在、免税の事業者がインボイスの登録をした場合、消費税の支払い義務が生じます。インボイスの登録は任意ですが、ご自身と取引先の関係性を確認いただき、登録する場合はお早めに申請手続きをお願いします。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

### ※「インボイス制度」とは?

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(交付したインボイスの写しを保管しておく必要があります。)

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

## マル経(小規模事業者経営改善資金貸付)の金利改定について

日本政策金融公庫による小規模事業者への貸付制度であるマル経融資の金利が令和5年1月3日より下記のとおり改定(0.17%引き上げ)されましたのでお知らせします。

商工会ではマル経による小規模事業者への資金繰り支援の強化に努めておりますので、資金繰りにお悩みの方は商工会までご相談ください。

### 改定内容

貸付制度名	改定前	改定後
小規模事業者経営改善資金(本土分)	1.13%	1.30% 【+0.17】

### ※マル経(小規模事業者経営改善資金貸付)とは

商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度。

<融資限度額> 2,000万円 <返済期間> 運転資金7年以内 設備資金10年以内

<金利> 1.30%